

高次脳機能障害の症状と対応

症状

- ① 予定や約束を忘れる
- ② 同じことを何度も尋ねているのに気が付かない
- ③ 片付けた場所を忘れて物をなくす
- ④ 人の名前、作業の手順が覚えられない

対応

- ① 予定や約束はメモし、目につくところに貼る
- ② カレンダーやリスト、タイマーを活用する
- ③ 物は決まった場所にしまう
- ④ 引き出しにはラベルを貼る
- ⑤ なるべく決まったパターンで行動する

記憶障害

症状

- ① 何をすればいいのかわからず、ボーッとしている
- ② 物事に集中できない
- ③ あることから別のことに注意を切り替えられない
- ④ 複数のことを同時に進行できない
- ⑤ 人の話や説明を聞いてもらえない

対応

- ① 一つひとつ確認、声をかける
- ② 集中できる環境をつくる（テレビは消す）
- ③ 本人が声に出して確認する
- ④ 簡単な課題から取り組む
- ⑤ 話すときは、短い言葉で簡潔に話す

注意障害

症状

- ① 指示されないと何もせずボンヤリしている
- ② 計画を立てて行動できない
- ③ 優先順位がつけられず融通がきかない
- ④ 間違いに気付かず修正できない

対応

- ① 指示は簡潔に、具体的に示す（紙に絵や文字を書くなど）
- ② 課題の時間や工程ごとにタイマーを活用する
- ③ 質問する習慣をつける
- ④ 頻繁に立ち止まり確認する

遂行機能障害

衝動と情緒の障害

症状

- ① やる気がでない
- ② ささいなことで感情を爆発させる
- ③ 物事にこだわりやすい
- ④ 依存的になってしまう

対応

- ① なまけていると言わない
- ② イライラしたらその場から離れる
- ③ リラックスできる方法（深呼吸など）を見つける
- ④ すべきことのチェックリストを作る

このほかにも、脳の損傷を受けた部位や程度により、失語症（言葉が出てこない、相手の話が理解できない）、半側空間無視（主に左側を見落としやすい）、易疲労性（疲れやすい）、病識の欠如（自分の症状を認識できない）など、複数の症状を併せ持つケースが多くみられます。また、高次脳機能障害といっても、一人ひとり症状は異なります。

高次脳機能障害は何年もかけてゆるやかに回復していくため、ご本人やご家族が障害を理解し受け止めるまでに時間がかかります。ですが、できないことばかりに目を向けるのではなく、できることを大切にしていきましょう。あせらずゆっくり取り組んでいましょう。

こんな制度や福祉サービスがあります

突然の事故や病気により、ご家族は様々な問題に直面します。高次脳機能障害独自の制度はありませんが、既存の制度や福祉サービスの中で利用できるものを検討していきましょう。

障害の程度や年齢、原因疾患などによって利用できるサービスは様々で、いずれも申請が必要です。まずは、かかりつけ医、かかりつけ医療機関の相談室、裏面の相談支援機関にご相談ください。



概ね6ヶ月

概ね1年6ヶ月

医療・所得保障 注) 問は問い合わせ先の略です

- ・高額療養費 問 加入されている医療保険の窓口
支払った医療費が高額の場合、申請により限度額を超えた分が戻ってくる制度です。
- ・自動車損害賠償責任保険 問 加入されている自動車保険の窓口
自動車事故が原因で高次脳機能障害になった場合の制度です。
- ・労働者災害補償保険 問 職場の労務担当者・労働基準監督署
業務中の事故または通勤途上の事故と認められた場合、適応される制度です。
- ・傷病手当金 問 職場の労務担当者・労働基準監督署
又は加入されている医療保険の窓口
病気やけがで休職中のかたとそのご家族の生活を保障するための制度です。
- ・自立支援医療（※） 問 障害福祉課 ☎ 04-7167-1136
事故や病気に伴う精神障害により継続的に通院治療が必要な場合、医療費の自己負担が原則10%になる制度です（※沼南支所窓口サービス課でも問い合わせ可）

障害者手帳（※沼南支所窓口サービス課04-7191-1111代表でも問い合わせ可）

高次脳機能障害は感情面の障害が強い場合などは精神障害者保健福祉手帳、身体や言語に障害が残った場合は身体障害者手帳を取得できる場合があります。いずれも申請が必要です。手帳の種類や等級にもよりますが、手帳が交付されることで医療費の助成、税金の控除、公共交通機関の運賃割引などが受けられます。 問 障害福祉課

障害福祉サービス

障害支援区分の認定結果によって、ホームヘルプや施設の利用などのサービスが利用できます。ただし、介護保険対象者は下欄の手続きとなります。詳細は障害福祉課発行の「障害福祉のしおり」をご覧ください。 問 障害者相談支援室 ☎ 04-7167-1243

介護保険サービス

①65歳以上のかた、②40～65歳未満で老化が原因とされる病気（特定疾病）と診断されたかたは、要介護認定の結果によって、介護保険サービスが利用できる場合があります。 問 介護保険課 ☎ 04-7167-1111 代表

障害年金

障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師の診療を受けた日に加入していた年金の制度ごとに、相談・請求先が異なります（受給できるかどうかについては、日本年金機構等の審査があります） 問 保険年金課（障害基礎年金）☎ 04-7167-1130
松戸年金事務所（障害基礎年金・障害厚生年金）☎ 047-345-5517 代表